



佐藤 昌太郎氏 インタビュー

趣味紹介 「鎌倉彫り」

早川城跡
～ 綾瀬市 ～

すし屋の山長

職業紹介

適正かつ公平な賦課と徴収の実現を目指して
～ 善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないように～ 大和税務署

トヤマは「モノづくり」を通して、
「世界平和の為に科学技術発展」に貢献して参ります。

サイエンスをかたちにするテクノロジー
TOYAMA

株式会社 ト ヤ マ
〒262-0003 座間市ひばりが丘4丁目13番16号
TEL.046-253-1411 FAX.046-253-1412
E-mail. salesdept@toyama-jp.com
URL. http://www.toyama-jp.com

BSI MS JAB
Q101858/ISO9001 E101859/ISO14001

出逢いを大切にします お気軽に
ご相談下さい。

土地 建物 貸家 アパート マンション

お お た け
有限会社 大岳地所

〒243-0405 海老名市国分南4-12-2
TEL.046(234)9321 FAX.046(234)9566
http://www.ootakejisyo.co.jp/

安全と安心は譲れない。

・セキュリティ機器/システムの販売
・機械警備/常駐警備
・ビル総合メンテナンス
・まごころセンター

株式会社 ネエチア NATURE

〒252-1104 綾瀬市大上1-7-38
TEL 0467-77-2222
FAX 0467-78-2857
E-mail:nature_info@e-nature.co.jp
http://www.e-nature.co.jp

シルク印刷・シール印刷

〒252-0002 神奈川県座間市小松原2-22-12
TEL. 046-253-0636 ラベル・ステッカー
FAX. 046-255-3226 ネームプレート
アクリル印刷
版下・マック出力

有限会社 外岡特殊産業
まずはお気軽にご連絡ください。
URL http://www.sotooka.co.jp

電子機構部品製造

株式会社 政森製作所

本 社 〒242 神奈川県大和市中央7-5-18
-0021 TEL 046(261)4941
FAX 046(264)2043

栃木工場 〒321 栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽2918-1
-3426 TEL 0285(68)5451
FAX 0285(68)5455

TKC会員 <http://www.zei-chuo.com>

**税理士法人
中央事務所**

大和市大和南1-12-10 TEL 046-261-5888

ゆったりと満ち足りた
ひとときを・・・

皆様を最高のおもてなしで
お迎えいたします。

ご宴会 ご会食
ご宿泊 ご婚礼

お得な最新情報掲載中
Facebookでいいね!してください。 twitter @HOEBina

オークラフロンティアホテル海老名

四季 Alcora Lounge Patserie

Tel.046-235-4411(代) http://www.okura-ebina.co.jp

相州高座郡下鶴間村公所
「古木家文書目録Ⅱ」 発刊のご案内

「古木家文書目録Ⅰ」の続編「古木家文書目録Ⅱ」が平成25年10月に刊行されました。神奈川県大和市北部の、下鶴間村公所の名主古木家の江戸の一部(916点)と明治(1,415点)の目録に詳細な解説を試みました。解題、村役日記帳などから見る村、古木家の人々、種痘祝、古文書の裏打ち、明治以降の公所の記事と三通の古文書の原文と釈文が掲載されています。 定価2,500円(税別)

株式会社 永 屋
〒242-0007 大和市中央林間四丁目27番3号
TEL 046-293-5252 http://www.nagaya.co.jp

法人会のビジネスガード Business Guard

会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション
企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

AIU保険会社

〒243-0018 神奈川県厚木市中町4-16-21
厚木支店 プロミティあつぎビル3階
TEL. 046-225-1272
FAX. 046-224-6696
(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

ゆっくりとお別れのできる 一日一家族の葬儀式場

**家族想いの
大和式礼**

ご自宅でのご安置にお困りの方
当館霊安室でお預かりできます。

<http://www.sikirei.com/>

大和斎場でのご葬儀もご用命ください。

大和式礼 ☎ 0120-143-0111 受付 24時間
大和市大和東 2-9-13 相鉄線・小田急江ノ島線「大和」駅北口より徒歩約6分





鎌倉彫り



石井洋子
(座間市相模が丘在住)

私が鎌倉彫りに出会ったのはもう数十年前の事です。幼い頃祖母は漆の器を大切にし、その素晴らしさを教えてくれました。「漆は水分を嫌うから柔らかい布で丁寧に拭く事。大切に扱うのよ。」と楽しそうに話してくれました。その姿を今でもはっきり覚えています。

その後、歴史の好きな夫とよく鎌倉に出向きました。目に入っただのは鶴岡八幡宮近くの鎌倉彫りを扱うお店。店頭には並ぶ作品の目を見張るばかりの美しさに心を惹かれました。そのお店にはその後何度か訪れましたが、自分でも挑戦したくなり教室に通う事に致しました。

始めた当初は刀が思うように扱えず、直線も波打つ有様。先生の立派な刀との違いに「弘法は筆を選ばず」という諺があるけれど筆を選ばね。」と友人とよくすぐ刀のせいにしたものでした。それでも少しずつ上達を実感できるようになってくると、鎌倉彫りの魅力に取り付かれていきました。

漆塗りもとても難しい作業です。先生に頼りながらも何十回という工程を経て完成した作品を手にした時の喜びは言いうがありません。今迄に制作したお盆、手鏡、時計等の作品は手放せない一生の宝物の一つです。見る度に私を癒してくれる存在です。若い頃から広く浅く色々な趣味を持ちましたが、振り返ると鎌倉彫りに勝るものはありません。

先日、漆アートのテレビ番組を見ました。担当の先生は、日本の漆の素晴らしさと魅力を世界に広めたいと、頑張っているらしいと知りました。私も一人でも多くの方に知っていただければ嬉しく思います。



やってみなきゃ始まらない

飛翔人
interview

大和ちよい呑みフェスティバル

実行委員長

佐藤昌太郎氏

佐藤昌太郎さんは、大和市中でサーターテックを営む四十歳。出身は東京都渋谷区。現在は奥様と三人の娘さんと横浜に在住を構える。

金属加工師を主とする会社経営の傍ら、皆さんのボランティア活動に参加されている佐藤さん。現在は、大和法人会青年部会、大和商工会議所青年部のほか神奈川県、大和市長官舎ボランティア、アネッワーク理事、横浜市スポーツ推進委員など様々な活動をされている。

二年前、藤沢市発祥の「ちよい呑みフェスティバル」に参加したことが「大和ちよい呑みフェスティバル」立ち上げのきっかけになったという。

大和駅は、一日平均二十万人以上の乗降者数を誇るターミナル駅。しかし、その多くは改札口をくぐることはない。「駅周辺の飲食店活性化のために何かしたい」と仲間と模索している時このイベントに参加した。

普段入らない、入ることの無い店にチケットを使って「体験入店」出来る。それは新規顧客・リピーターの確保にも繋がる。「やってみよう」即決だった。

SNSを利用した告知、参加店・協賛店でのポスター・チラシの宣伝、イベントの準備を通して飲食店同士の「横の繋がり」も生まれた。

大和ちよい呑みフェスティバル実行委員会
<http://www.yamato-choinomi.com/>
大和市中大和南1-5-16 (株)サーターテック内 TEL080-4170-1137

株式会社サーターテック
<http://www.satec-inc.jp/>
大和市中大和南1-5-16 TEL046-259-5280



第一回の参加店は三十九店舗、チケットは千八百枚を販売した。回を重ねるごとに参加店が増え、ピーク時は六十五店舗にもなった。

過去三回のイベントは二千五百枚のチケットを完売。第五回では、相鉄大和駅長協力のもと、駅構内の掲示板や車内中吊りにポスターを掲示するなど回を増すごとにその規模は大きく広がっている。

実行委員会では、フェスティバルで得た収益金を市内で行われる別のイベントに協賛金として出したり、福祉団体への寄付も行っている。

今「新しいスタイル」の「ちよい呑み」を考えているという佐藤さんの座右の銘は「なんとかなるさ」。

「今後仕事とボランティア活動、両方に力を注いでいきたい」と大きな体を揺らしながら豪快に笑った。

(取材日:九月二十二日)

神奈川県指定史跡

早川城跡

綾瀬市

綾瀬市には、市民に親しまれている城山公園があります。親しまれている理由の一つとして、古くから城山「じょうやま」と呼ばれ、鎌倉武士・渋谷氏の居城という伝承の早川城跡にあたるためです。

早川城跡は、学術研究を目的とした発掘調査を行ったところ、鎌倉時代から室町時代の初期までさかのぼる可能性のある中世城郭であることが明らかとなりました。県内でも、その当時の姿を良好に残す数少ない城郭であることから、その学術的価値も高く評価され、平成20年に神奈川県指定史跡となりました。

この城山という場所は、目久尻川東岸に突き出た台地の先端に立地し、東側と南側と西側は急峻な崖で、天然の要害の地となっています。

鎌倉時代の城は、皆さんが想像するような石垣を積み上げて天守閣などを建築する戦国時代以降の城とは異なり、周囲に堀切を巡らせて、その内側に掘った土を積み上げ土塁を築いて主郭（戦国時代の城で言う本丸）が造られました。

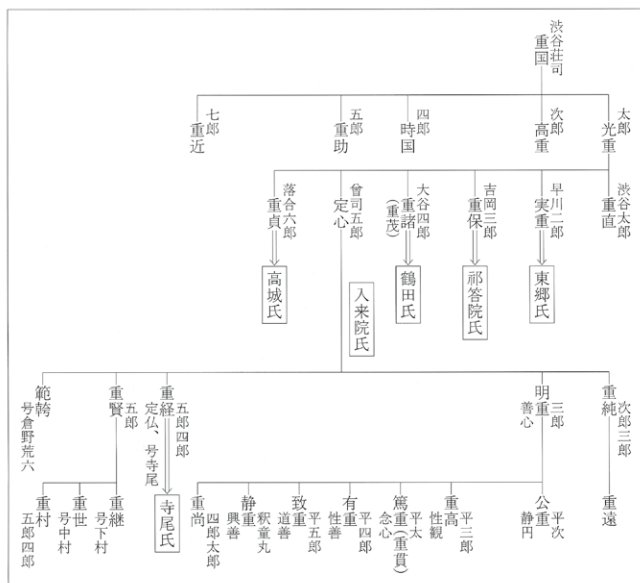
早川城は、先ほどの三方は急峻な崖に囲まれ、残りの北側は深い堀切を設け、内側に土塁を築き、加えて周囲の急斜面にも堀切と土塁が巡らされて主郭が形成されます。更に見張りを置く物見塚、曲輪が二箇所確認されました。このことからこの城郭は、戦の時に武士が立て籠もる砦としての機能をもった山城だと考えられています。



南西部「曲輪」



北西部「曲輪」



「渋谷氏略系図(入来院氏系図)」

さらに、ここには縄文時代中期及び古代の堅穴住居址も多数確認されています。城ができるもっと以前には、この地は大規模な集落が存在したと考えられます。まさに、歴史の要地です。

東郷平八郎ゆかりの地

早川城跡の物見塚には「東郷氏祖先發祥地碑」が建てられています。これは日露戦争でロシアのバルチック艦隊を撃破した、大日本帝国、海軍元帥の東郷平八郎のルーツを示すものだとされています。

石碑がここに建っている理由をひもといてみると、平安時代後期から鎌倉時代の初めに藤沢市北部から綾瀬市一帯を支配していた渋谷氏が深く関係しています。

当時の武将、渋谷重国は桓武平氏の流れを汲む一族でしたが、重国は源頼朝を支援し、一族は鎌倉幕府の御家人となりました。頼朝の死後も渋谷氏は執権北条時頼の下で活躍し、その恩賞として薩摩の国入来地方（鹿児島県薩摩川内市）を領地とします。その後、長男である渋谷太郎重直を残して早川二郎実重以下の兄弟は入来地方に移り住み、その所領の地名を名乗るようになりました。ここで早川二郎実重は地名である『東郷』を名乗りました。これが東郷平八郎のルーツだと言われています。

そして時は流れ、昭和初期からの全国的な史跡名勝保存の流れの中で、当



「物見塚」



東側「土塁」



東斜面側「堀切」

時の綾瀬村では、この城山公園の場所を城址公園として整備する大事業が展開されました。昭和7年（1932年）、「東郷氏祖先發祥地碑」が建立されました。この時代の国民的英雄が綾瀬にゆかり深い人物であるというニュースは、当時の人々を大いに盛り上げたことでしょう。

軍神と呼ばれ、世界に名をとどろかせた東郷平八郎。その強さの秘密はここ城山公園に眠っているのかもしれない。

協力 綾瀬市教育委員会



東郷氏祖先發祥地碑

ぶらり
グルメ
さんぽ!

海老名市杉久保

すし屋の
山長 やま ちよう



隠れ家

海老名駅から藤沢方面へ向かう途中の閑静な住宅街にあるこの「山長」は以前、「相模七福神」で紹介した「善教寺」の東側、豊受大神の参道にある老舗のすし屋。看板も何もないその静かな佇まいは、まるで「隠れ家」に訪れたようだ。

由来

昭和五十二年創業の「山長」、銀座の名店「寿司田でん」で修業を積んだ店主は二十八歳で独立、店を開店した。
店名の由来は、実家であるこの場所が当時、山の中だったこと、山の「長」に立つということから「山長」と名付けたという。



逸品

一番のおすすめは「穴子」。専任の漁師から仕入れる穴子は江戸前でとれたこと以外詳細は明かさない。

表面をかりっと炙った穴子は口の中に入れた瞬間、ふわっとした食感をもたらす。ほのかな甘みのタレとほどよく酢の効いた小さめのシャリがさらに穴子の味を引き立てている。

酒の肴におすすめなのが「長ねぎの天ぷら」。材料はヒミツという豊かな香りと強い酸味が特徴のタレは、長ねぎの甘みとともに相性がいい、まさに絶品。

こだわり

宣伝をしない、看板もメニューも出さない、座右の銘も持たないというのがこだわり。

「頑固一徹」なのかと構えてしまいが、そうだが、人見知りなだけ。会話の合間に見せる優しく朗らかな笑顔は美味し料理をさらに美味しく深みのあるものにしてくれる。それも料理へのこだわりがあるからだろう。

陶器の焼物

「気晴らしにやっているんだよ」という店内にディスプレイされた焼物は全て店主の作品。色づきも自らされるという本格派。店内で使われている湯呑や皿、箸置き、一番こだわっているという「お手洗い」にはディスプレイ以外の小物も全て焼物で統一されている。

東日本大震災後、作品の一部を販売し、売上金は義援金として被災地へ寄付したという。

「うちの店は一流じゃないけど、お客様は一流なんだよ」という店主。店内には知る人ぞ知る数々の著名人の痕跡が残されている。

この日もカウンターは常連さんでうめつくされていた。近所の方はもちろん、評判をききつけ遠方から来られる方が多いという「山長」。

「自分へのご褒美」として贅沢なひとときを素敵な「隠れ家」で過ごしてみませんか。



●来店した著名人たちのサイン



営業時間
11:30 ~ 14:00
17:30 ~ 21:30
完全予約制
TEL.046-238-2762
月曜日定休

問い合わせ

適正かつ公平な賦課と徴収の実現を目指して 〜善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないように〜

大和税務署

○総務課

複数の部署に関連する事務の調整や税務署内における事務の総括を行っています。また、納税者に、税金の意義や役割を正しく認識してもらうための広報広聴活動や、将来の日本を支える児童・生徒に対して、税金や納税の意味、役割などについて知識を深めてもらうための「租税教育」の推進も担当しています。国税庁e-Taxキャラクタ―イータ君とともに「自宅からネットが便利申告・納税e-Tax（イータックス）」の普及と定着に向けた各種施策も推進しています。



租税教室

○管理運営部門

国税にかかる各種申告書や申請書などの受付、納税証明書の発行、現金領収などの窓口対応、国税の発送など、申告書等の入力、督促状などの事務も担当しています。納税者と接する機会が一番多い「税務」の顔として、懇切丁寧な対応を常に心がけています。

○徴収部門

法律に定められた期限までに税金の納付がない納税者に対して、個別の事情を考慮しながら納付計画の相談に応じ、納付に対して消極的な場合には、財産差押等の強制徴収手続を行う等、期限内に納付した納税者との公平性を確保するため、実情に合わせた滞納処分等を行っています。

今回は、私たち法人会の一歩身近な存在、大和税務署の各部門のお仕事を紹介したいと思います。

大和税務署は、平成4年7月に厚木税務署から分割され、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の4市を管轄しています。平成8年6月に新庁舎が完成し、現所在地に移転しました。

大和税務署が取り組んでいるのは、「納税者サービスの充実」と「適正・公平な税務行政の推進」です。納税者が自発的かつ適正に申告・納税を行うための税法の知識、手続についての説明会、租税教室、税務相談、e-Taxの普及に向けた施策などによる納税者サービスの充実に取り組んでいます。

組む一方、悪質な脱税・滞納を行っている納税者に対しては、厳正な調査、滞納処分を実施し、誤りの確実な正、確実な徴収を行っています。



大和税務署



大和市中中央5-14-22
電話：046(262)9411

大和法人会はe-Taxを推進しています。

○資産課税部門

相続税や贈与税、土地建物や株式を譲渡したときの所得税などについての相談・調査を担当しています。

平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について相続税法、租税特別措置法の一部が改正されます。心配のない楽しい老後と子供たちの将来のために、事業承継や相続税など相続に関することについて普段から家族と話し合っておくことが大切です。

○個人課税部門

個人事業者の所得税や消費税についての申告等の相談・指導・調査を担当しています。また、個人事業者向けの各種説明会や青色申告のための記帳指導・研修等も担当しています。



○法人課税部門

法人税や法人の消費税、源泉所得税、印紙税、酒税、揮発油税等についての個別的な相談を担当するほか、申告内容について審査を行い、必要があれば税務調査で企業を訪問し、帳簿書類等をもとに申告内容の確認を行っています。

また、法人会・税理士会との共催で「新設法人説明会」、「決算法人説明会」等も開催しています。



決算法人説明会



新設法人説明会

自宅からネットが便利 申告・納税
e-Tax



国税庁e-Tax
キャラクター イータ君

行事予定

●印は会員以外の方もご参加いただけます。

開催日時	会合名	会場	参加費
11月 21日(金)～22日(土)	全国青年の集い 秋田大会	秋田県	有料
23日(日)	鶴間支部日帰り親睦旅行	伊豆方面	有料
24日(月) 10:30～	海老名商工フェア	海老名中央公園	無料 ●
12月 1日(月) 13:30～	新設法人決算申告説明会	大和税務署	無料 ●
3日(水) 13:30～	新設法人説明会	大和税務署	無料 ●
5日(金) 18:00～	チャリティー・ディナー・パーティー	オークラフロンティアホテル海老名	有料
10日(水) 18:00～	社労士セミナー	大和市勤労福祉会館	無料 ●
12日(金) 13:30～	決算法人説明会	大和税務署	無料 ●
平成27年 1月 14日(水) 18:00～	社労士セミナー	大和市勤労福祉会館	無料 ●
25日(日)～26日(月)	座間支部親睦研修旅行	伊勢志摩方面	有料
27日(火) 17:30～	賀詞交歓会	オークラフロンティアホテル海老名	有料(懇親会)

活動報告

8月26日(火) 税ミナール

「イキイキ自分発見セミナー」と題し、西田陽子先生によるワークシートを使い自己分析をする研修会を行いました。当日は、女性、男性たくさんの方が研修会に参加されました。



9月24日(水) チャリティーゴルフコンペ

本年も小田急藤沢ゴルフクラブにおいてゴルフコンペを行いました。本年度のチャリティー金は、年末のチャリティーパーティーの寄付金と合わせ、綾瀬市に寄付いたします。



神奈川県からのお知らせ

～法人県民税・事業税及び地方法人特別税の税率改正について～

平成26年度税制改正において地方税法が改正され、法人住民税については、一部国税化により法人税割の税率が引き下げられ、法人事業税については、地方法人特別税の一部還元により所得割・収入割の税率が引き上げられました。改正後の税率は、平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。

詳しくは、神奈川県ホームページの「県税便利帳」をご覧ください。下記の事務所にお問い合わせください。また、国税化された地方法人税は、税務署に申告納付します。詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

《神奈川県ホームページ》県税便利帳 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/kenzei/>
《お問い合わせ先》神奈川県厚木県税事務所 事業税課事業税第二班 TEL 046-224-1111(代表)

法人会会員企業にお勤めの皆様には、**お一人からでも** 集団取組の割安な保険料でご加入いただけます。

— 法人会 —

生きるためのがん保険 Days

青いダック

■引当保険会社(お問い合わせ先)

Afiac

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)

町田支社
〒194-0021 町田市中町1-2-4 日新町ビル3F
法人会フリーダイヤル
☎ **0120-876-505**

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみならず共に歩んでまいりました。これからも会員のみならず、お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命
湘南支社 厚木営業所/厚木市中町4-16-22
(太陽生命厚木ビル) TEL 046-224-0494

AIU 保険会社
厚木支店/神奈川県厚木市中町4-16-21
(プロミティあづきビル3F) TEL 046-225-1272



大和税務署からのお知らせ



e-Tax キャラクター「イータ君」

ご存知ですか?非居住者等に支払う際の源泉徴収～誤りやすい事例～

非居住者や外国法人(以下「非居住者等」といいます。)に対して、源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」を支払う場合には、その支払の際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければならない場合があります。したがって、取引において、非居住者等に何らかの支払をする場合には、その対価が源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」に該当するかを確認していただく必要があります。

詳しくは「源泉徴収のあらまし」で解説しておりますが、ここでは、非居住者等に支払う際の源泉徴収で、誤りやすい事例をご紹介します。

土地等の対価

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を取得した場合、その対価を支払う際に、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

(注) 個人が、自己又はその親族の居住の用に供するために取得した土地等で、その土地等の対価の額が1億円以下である場合は、その個人が支払うものについては源泉徴収をする必要はありません。(法人が取得して対価を支払う場合には、1億円以下であっても源泉徴収をしなければなりません。)

不動産の賃借料等

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を借りる場合、その賃借料を支払う際に、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

(注) 個人が、自己又はその親族の居住の用に供するために土地や家屋を借りる場合に支払うものについては源泉徴収をする必要はありません。(法人が借りて賃借料を支払う場合には、源泉徴収をしなければなりません。)

工業所有権、著作権等の使用料等

国内において業務を行う者が、非居住者等に支払う、工業所有権、著作権等の使用料又は取得の対価のうち、その国内業務に係るものを支払う際には、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

給与等の人的役務の提供に対する報酬等

非居住者に支払う給与その他の人的役務の提供に対する報酬等のうち、国内において行った勤務その他の人的役務の提供に対するものを支払う際には、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

(注) 非居住者等の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより課税が軽減又は免除され、源泉徴収が不要となる場合があります。そのための手続など、詳しくは、「源泉徴収のあらまし」をご覧ください。か、大和税務署にお尋ねください。

《税の豆知識》

料理の「さしすせそ」は、日本人の食生活に欠かすことのできない調味料から一文字を取って、「さ」砂糖、「し」塩、「す」酢、「せ」醤油、「そ」味噌と語呂合わせにしたものといわれています。これらの調味料は戦前の日本の食卓でも活躍しました。ところで、明治時代から戦前までの間に、これらの調味料の中に、税が課税されなかったものが1つだけあります。それは、「味噌」です。法案審議の記録である「元老院会議筆記」によれば、明治時代において、生活困窮者は当時課税の対象とされていた醤油よりも味噌を消費しており、味噌への課税はこれらの人たちに大きな負担をもたらすと判断されたこと、味噌は自宅で製造される場合が多く、商品として流通するものは少なかったことから、味噌には課税されませんでした。このように、課税か非課税かの判断には、生活必需品か奢侈(しゃし)品か、あるいは商品として流通しているかどうかなど、課税対象物を取り巻く時代の変化に応じて、いくつかの基準があったことが分かります。

information

平成26年分の所得税等の確定申告書作成会場は、

平成27年2月4日(水)から開設します。

◎確定申告書作成のために来署される場合は、会場開設後にお越しください。